

平成30年9月7日

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局
岩手県 県南広域振興局

**本日（9月7日（金））実施予定の指導取締りは
災害対応のため、中止します。**

平成30年8月31日の記者発表にてお知らせしておりました国道4号、前沢車両検測所で実施予定の三機関による合同の特殊車両の指導取締りは、北海道胆振地方で発生した地震の災害対応のため中止としますのでお知らせいたします。

< 発表記者会：岩手県政記者クラブ、奥州市政記者クラブ >

< 問い合わせ先 >

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
道路管理第一課 保全対策官 一戸 光夫（内線527）
TEL 019-624-3289（直通）
水沢国道維持出張所長 藤岡 正勝
TEL 0197-24-2187（代表）
国土交通省東北運輸局 岩手運輸支局
首席陸運技術専門官 藤田 一彦
TEL 019-637-2912（直通）
岩手県 県南広域振興局
県税部課税課長 田頭 悟
TEL 0197-22-2822（直通）

本日（9/7（金））実施予定の指導取締りは中止します。

解禁：取締り実施後9月7日（金）15時30分

記者発表資料

平成30年8月31日

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局
岩手県 県南広域振興局

大型特殊車両の違法車両排除のため 三機関合同の取締りを実施します

岩手河川国道事務所、岩手運輸支局及び岩手県県南広域振興局は合同で、奥州警察署の協力のもと、国道4号前沢車両検測所において大型特殊車両の違法車両の指導取締りを実施します。

また、同日、NEXCO東日本東北支社盛岡管理事務所が連携し、東北自動車道（一関IC・水沢IC）において、特殊車両の指導取締りを実施します。

◆特殊車両・不正改造車両取締り（実施機関：岩手河川国道事務所、岩手運輸支局）

特殊車両通行許可が厳正に履行されているか、不正に車両を改造して走行していないか確認を行い、違反者に対しては交通の危険防止及び道路構造保全のため、必要な指導や措置を命じます。

◆軽油の路上抜き取り調査（実施機関：岩手県県南広域振興局）

不正軽油の使用は悪質な脱税であり、排気ガスは環境に悪影響を与えるものとなっていることから、車両の燃料タンクからサンプルを抜き取り、成分分析を行い、違法が確認された場合は適切に対処します。

1. 日 時：平成30年9月7日（金）13時30分から15時30分まで
2. 場 所：国道4号 前沢車両検測所（岩手県奥州市前沢古城地内）
（別紙、案内図をご参照ください。）
3. その他：取材については、事前に下記の連絡先までご連絡をお願いします。

（注）雨天の際は、中止する場合がございます。
なお、雨天による取締りの中止および実施結果等に関しましては、下記の問い合わせ先までご確認願います。

< 発表記者会：岩手県政記者クラブ、奥州市政記者クラブ >

< 問い合わせ先 >

『特殊車両の通行に関する取締り』

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所

道路管理第一課 保全対策官 いちのへ みつお 一戸 光夫

TEL 019-624-3289（直通）

水沢国道維持出張所長 ふじおか まさかつ 藤岡 正勝

TEL 0197-24-2187（代表）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日除く）

『不正改造車に関する取締り』

国土交通省東北運輸局 岩手運輸支局

首席陸運技術専門官 ふじた かずひこ 藤田 一彦

TEL 019-637-2912（直通）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日除く）

『不正軽油に関する取締り』

岩手県 県南広域振興局

県税部課税課長 でんどう さとる 田頭 悟

TEL 0197-22-2822（直通）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日除く）

前沢車両検測所 案内図

位置図

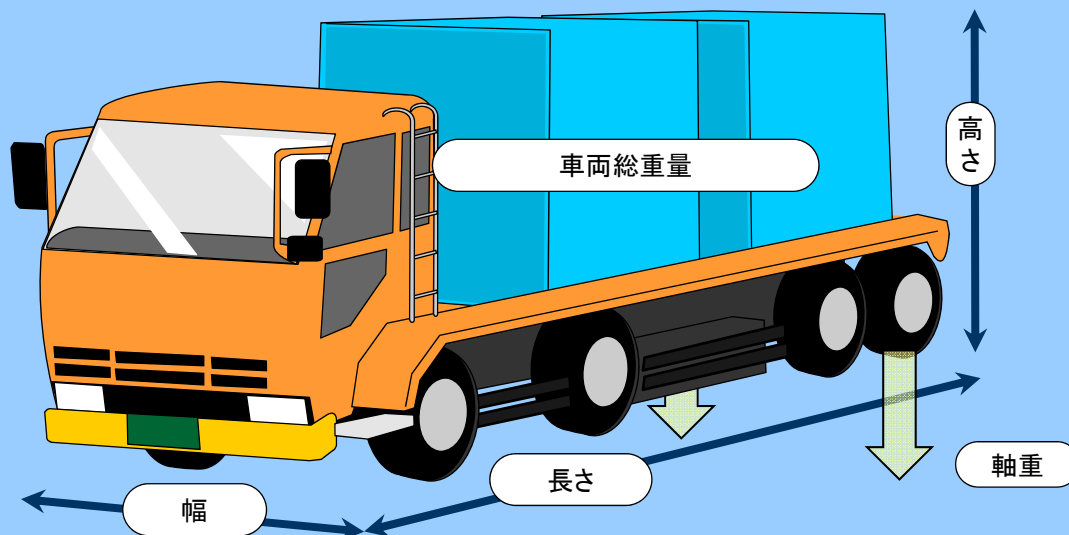


拡大図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号 平29東複、第33号】

➤ 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です



| | 道路の構造による限度 (車両制限令等) |
|---------------|--|
| 長さ | 走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。 |
| 幅 | 積載状態で2.5m |
| 高さ | 積載状態で3.8m (一部道路では4.1m) |
| 総重量 (車+乗員+荷物) | 積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t) |
| 軸重 | 積載状態で最大10t |

【注意】
 ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
 ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➤ 重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

